

医療分野の研究開発に関する専門調査会の開催について

〔平成 25 年 8 月 8 日
健康・医療戦略推進本部決定案〕

1. 医療分野の研究開発に関する総合戦略の策定に係る専門的な事項の調査・検討を学術的・技術的観点から行うため、医療分野の研究開発に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）を開催する。
2. 専門調査会の委員は、医療分野の研究開発に関し学識経験を有する者のうちから、健康・医療戦略推進本部長（以下「本部長」という。）が指名する。
3. 専門調査会の座長は、委員の中から本部長が指名する。
4. 座長は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 専門調査会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。